

## 魚津市告示第31号

魚津市建設工事関連以外の業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領を次のように定める。

令和8年3月13日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市建設工事関連以外の業務委託に係る低入札価格調査制度 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚津市が発注する業務委託の入札（魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成23年魚津市告示第23号）第1条に定める建設工事関連業務委託に係る入札を除く。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象となる入札)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる入札は、予定価格が200万円以上の次に掲げる委託業務の請負（以下「委託業務」という。）の入札とする。

- (1) 庁舎警備（機械警備を除く。）
- (2) 庁舎清掃
- (3) 運送・運搬
- (4) 印刷・出版
- (5) その他調査基準価格を設ける必要がある業務

(調査基準価格)

第3条 委託業務の入札に当たり、予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格書にその価格を記載する。

2 調査基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とし、算出された額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(入札参加者への周知)

第4条 前条の規定により調査基準価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書において、調査基準価格を設けたことを明記する。

(落札者の決定の保留)

第5条 入札執行者は、開札の結果、次条に規定する調査を実施する場合は、入札参加者全員に対し、落札者の決定を保留する旨を通知する。

(調査の実施)

第6条 調査基準価格を下回る入札があった場合は、次に掲げる規定により調査を行う。

(1) 調査の対象となる者は、調査基準価格に満たない価格で入札した者のうち、最低価格入札者(以下「調査対象者」という。)とする。この場合において、調査対象者が複数あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定する。

(2) 調査は、当該委託業務の主管課長及び主管課長が指名した調査担当者(以下「調査担当者等」という。)が行うものとし、主管課長は、調査にあたって必要と認めるときは、調査補助者を指名できるものとする。

(3) 調査の実施は、低入札価格調査実施通知書(様式第1号)により調査対象者へ通知するものとする。なお、調査対象者が、本条の調査を辞退する場合には、低入札価格調査辞退届(様式第2号)を提出するものとする。この場合において、当該調査対象者の入札は無効とする。

(4) 調査担当者等は、調査対象者を落札者とした場合、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次号に定める項目について、調査対象者に対して資料の提出を求め、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書(様式第3号)を作成し、主管課長に提出する。

(5) 調査は次に掲げる項目により行う。

ア 当該価格により入札した理由(当該入札価格に対応する内訳書を徴する。)

イ 現在の手持ち業務の状況

ウ 再委託する場合の状況又は当該業務の作業計画書

エ 従事する労務者の状況

オ 過去に受託した公共事業に係る業務委託状況

カ 経営状況等

キ その他調査担当者が必要と認める事項

(6) 調査対象者は、第4号の事情聴取のため、入札価格調査票(様式第4号)及び入札価格の積算内訳を、調査担当者から依頼があった日の

翌日から起算して3日以内（魚津市の休日を定める条例（平成元年魚津市条例第18号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に提出しなければならない。

（低入札価格審査会の設置）

第7条 次条第1項に規定する審査を行うため、低入札価格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、総務部長、主管部局長、財政課長及び主管課長並びに会長が指定する職にある者で構成し、会長は総務部長をもって充てる。

3 審査会の庶務は、総務部財政課で処理する。

（審査会の審査及び落札者の決定）

第8条 主管課長は、低入札価格調査書を受理したときは、審査会において内容の審査を求めるものとする。ただし、調査担当者等が行う低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合には、審査を求めないことができる。

2 前項の審査の結果、調査対象者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、調査対象者を落札者とする。

3 第1項の審査の結果、調査対象者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査対象者を落札者とせず、調査対象者の次に低い価格を持って入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格に満たない価格で入札した者である場合には、第6条及び前2項による手続（次項において「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。

4 前項の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札した者（調査基準価格に満たない価格で入札した者に限る。）から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

5 第1項における審査会の審査結果は、低入札価格の審査結果について（様式第5号）により主管課長に通知する。

（入札参加者への通知）

第9条 主管課長は、前条の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の称号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

（調査基準価格等の公表）

第10条 調査基準価格は、落札者の決定後、公表する。

2 主管課長は、第8条第3項及び同条第4項の規定により調査対象者を落札者としなかったときは、低入札価格の審査結果（様式第6号）により審

査結果の概要を公表する。

( 監督体制の強化 )

第11条 委託業務の主管課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者となった場合には、次の措置を講じるものとする。

( 1 ) 業務体制を確認できる書類の提出及び必要に応じその内容について事情聴取を行う。

( 2 ) 業務計画を確認できる書類の提出及び必要に応じその内容について事情聴取を行う。

( 3 ) 業務実施にあたっては監督業務及び検査業務を強化する。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に入札公告又は指名通知がなされた入札については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

様

魚津市長

### 低入札価格調査実施通知書

貴社は、 年 月 日執行の下記入札において調査基準価格に満たない金額での入札をされましたので、低入札価格調査（以下「調査」という。）の対象者であること及び調査の実施について通知します。なお、調査については、別途日程等調整のうえ実施します。

また、調査を希望されない場合は、低入札価格調査辞退届（様式第2号）を提出してください。その場合には、調査が中止となり、貴社の入札が無効と取り扱われます。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 委託業務名

低入札価格調査辞退届

年 月 日

魚津市長 宛

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて通知を受けた低入札価格調査（以下「調査」という。）について、辞退することを届出します。  
この結果、調査が中止となり、入札が無効と取り扱われることについても異存はありません。

- 1 入札番号 第 号
- 2 委託業務名
- 3 辞退理由（該当する番号に○を付けてください。）
  - （1）調査について、所定の要件を満たす調査書の作成が困難であることが明らかになったため。
  - （2）入札後に発生した事情により、入札条件・契約条件を満たすことができないことが明らかになったため。
  - （3）その他（理由 ）

本辞退届提出により不利益な取扱いを受けることはありません。

低入札価格調査書

調査担当責任者 所 属 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_

調査書作成日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

入札番号	第 号	業務種別		開札日	年 月 日
委託業務名					
委託業務の場所	魚津市	地内			
委託業務の概要					
調査対象者					
入札価格	円（税抜き） （予定価格の %）		予定価格	円（税抜き）	
			調査基準価格	円（税抜き）	
調査結果	当該価格により入札した理由				
	手持ち業務の状況				
	作業計画書等の内容				
	従事する労務者の状況				
	過去に受託した公共事業に係る業務委託状況				

調査結果	経営状況等
	その他
総合意見	

(注) 調査担当責任者は、委託業務の主管課長とする。

入札価格調査票

提出日 年 月 日

所在地  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

業務名 \_\_\_\_\_

ア	当該価格により入札した理由(1)(なぜ安価に履行できるのか。)					
イ	手持ち業務の状況	発注者	業務名	契約金額 (千円)	履行期間	業務責任者 配置技術者
ウ	再委託する場合の状況(2)	再委託予定者	再委託業務内容		契約予定金額	
エ	従事する労務者の状況					

		発注者	業務名	契約金額 (千円)	履行期間	業務責任者 配置技術者
オ	過去に受託した公共事業に係る業務委託状況					
カ	経営状況等					
<p>記入要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労務費、当該業務の履行場所と事務所との関係、業務に必要な備品等の保有状況及び再委託者等の協力等について記載すること。</li> <li>2 予定している再委託者の押印がある見積書等の積算根拠を添付すること。</li> <li>3 この調査票、入札価格の積算内訳及び作業計画書を、市から依頼があった日の翌日から起算して3日以内（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）に提出すること。</li> </ol>						

主管課長 宛

低入札価格審査会長

低入札価格の審査結果について

このことについては、下記のとおりです。

記

審査日 年 月 日

入札番号	第 号
委託業務名	
委託業務の場所	地内
調査対象者	
入札価格	円(税抜き)
予定価格	円(税抜き)
調査基準価格	円(税抜き)
(意見)	
(審査結果)	

(注) 審査結果欄には、当該入札価格は妥当である、又は当該入札価格は妥当ではないと記載する。

様式第6号(第10条関係)

低入札価格の審査結果

審査日 年 月 日

入札番号	第 号
委託業務名	
委託業務の場所	魚津市 地内
調査対象者	
入札価格	円(税抜き)
予定価格	円(税抜き)
(意見)	
(審査結果)	